

平成26年度 第1回常任理事会

議事録作成：平成26年7月6日（事務長）村中優

<開催日時> 平成26年7月1日（火） 18時30分～20時00分

<開催場所> 会議室

<出席者> 16名

協会役員 : 齋藤会長、村田副会長、大橋副会長、下山理事長、
村中（ゆ）副理事長、村中（ま）事務長、吉村副事務長

沼津グリーンテニスクラブ : 鷺巣理事

明電舎ソフトテニス部 : 世古理事

高体連 : 竹内理事

S S T C : 鶴淵理事

千本クラブ : 高嶋理事

<欠席理事> 4名

協会役員 : 宮崎会計

M S T C : 佐藤理事

高専クラブ : 中村理事

さわやかテニスクラブ : 安部理事

中体連 : 高橋理事

小学生部会 : 山本理事

<配布資料>

1. ハラスメントについて
2. ソフトテニスの日の準備
3. 第2回 沼津ミックスソフトテニス大会の準備

<議事>

議長：下山理事長 書記：村中事務長

1. 指導基本規程普及委員会の申立受付窓口の設置について 報告者：村中副理事長

- ① 県連盟のホームページから「指導基本規程」、「受付窓口と連絡先」、「救済申立書の様式」の検索方法を紹介した。
- ② 救済申し立ての対象について
 - ・規程の第2条に「日本ソフトテニス連盟の傘下の組織および団体でソフトテニスの指導を受けるものは・・・如何なる差別も受けない」とあること、県連盟の救済申立処理委員会における処分が県連盟指名コーチの解任や県連盟役員の解任であることから、団体として形成されていない「アクト」に関する救済申立は対象外である。ただし、問題が起きたときは、協

会としては何らかの処分をすることになる。

- ・組織や団体（各クラブ）は組織構成（役員、指導者の選考規程や会計）を書面に作成しておく必要がある。
- ・セクハラやパワハラと相手を感じ訴える場所として救済申立がされることになることから、「コミュニケーションにより防ぐことができる」「相手との信頼関係が大切」などの意見がでた。

2. ソフトテニスの日について 報告者：村中副理事長

- ① 中学校校長会で9月の試合や部活動は行わないよう通知が出ていることを受けて、例年と同じように教室方式で行うが、コートは5～10の6面とする。
 - ・中学校には通知しない
 - ・小学校に通知する
 - ・教室の生徒に宣伝する
- ② コートの自由開放について
優先予約のコートで、減額申請もしているので、目的外（また貸し）は使用できないと管理者から言われているので、閉会式を16：30とし目いっぱい全体で行う。
コートの開放は行わない。
- ③ 次回の打ち合わせについて
 - ・昨年と同様の内容でお知らせ文を作成する
 - ・ヨネックスへ講師依頼をする
 - ・市の広報への掲載を依頼する
 - ・各クラブに運営協力者の名簿提出を依頼する
 - ・上記の業務は事務局で進めていき、運営協力者が決まったころ（9月上旬）に常任理事会で打ち合わせを行う

3. 第2回 沼津ミックスソフトテニス大会の準備 報告：村中事務長

昨年、協会の新企画として力を入れた大会であり、今年度の第2回大会も盛上げて行きたい。11月23日（日）なので、まだ時間はあるが準備を進めたい。

- ① 豪華賞品を提供するために、資金を集めたい。付き合いのある企業に内容をよく理解してもらい、協賛をお願いして頂きたい。近日中に、“協賛のお願い”用紙を作成して配布する。決して、無理強いはしないほしい。
- ② 要項（案）をホームページにアップしているが、昨年の大会を顧みて、クラス分けや試合の進め方、賞品、抽選会等で、改善案があれば早めに提案していただきたい。要項を配布する2か月前に常任理事会を開催し検討する。

→昨年の優勝賞品は（ゴーセンのバッグ）評判がよくなかった。ボールはよかった。（世古理事）

以上